○**総務省令第二号**

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十三条の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出書等の提出等の特例）

第十三条の二　租税条約等実施特例省令第十四条の二の規定は、第三条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第四条第一項、第九項、第十二項、第十三項若しくは第十六項、第六条第一項、第二項若しくは第五項若しくは第九条第一項、第二項若しくは第五項、第三条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十第一項、第六条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第一項（第五号ホ及びヘを除く。）、第二項、第五項、第六項、第十項（第三号を除く。）から第十二項まで、第十五項、第十六項若しくは第十九項、第六条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第一項（第六号ホを除く。）、第二項、第四項、第五項、第九項（第四号を除く。）から第十一項まで、第十四項、第十五項若しくは第十八項、第六条第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の三第一項（第六号ホを除く。）、第二項、第四項、第五項、第七項から第十一項まで（第八項第四号を除く。）、第十四項、第十五項若しくは第十八項、第六条第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項（第六号ホを除く。）、第二項、第四項、第五項、第七項から第十一項まで（第八項第四号を除く。）、第十四項、第十五項若しくは第十八項、第六条第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第一項（第六号ホを除く。）、第二項、第四項、第五項、第七項から第十二項まで（第九項第四号を除く。）、第十五項、第十六項若しくは第十九項、第六条第六項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十第一項、第六条第七項において準用する租税条約等実施特例省令第三条第一項から第三項まで若しくは第五項、第七条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の四、第七条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十第一項、第八条において準用する租税条約等実施特例省令第四条第一項、第三項、第五項、第九項若しくは第十六項、第十一条において準用する租税条約等実施特例省令第五条第一項、第二項若しくは第五項、第九条において準用する租税条約等実施特例省令第四条第一項、第三項、第五項、第九項若しくは第十六項、第十一条において準用する租税条約等実施特例省令第五条第一項、第二項若しくは第五項又は前条において準用する租税条約等実施特例省令第八条第一項（第十号を除く。）、第五項若しくは第十項の規定の適用がある場合について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出書等の提出等の特例に関する経過措置）

2　改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第十三条の二の規定は、令和三年四月一日以後に行う同条において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十四条の二第九項第二号に規定する電磁的方法による同条第一項に規定する届出書等記載事項の提供について適用する。

○**総務省財務省令第三号**

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の五第三項及び第十二条並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第六条の二第一項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第九項中「第五項」を「第五項から第七項まで」に、「同項の規定による書類の添付があるものに限るものとし、第六項又は第七項に規定する場合に該当するときはこれらの規定による書類及び居住者証明書」を「、これらの規定により添付すべき書類」に改める。

第九条の七第一項中「による」を「により添付すべき」に改め、同条第七項中「により」を「に基づき」に改め、同条第八項中「による」を「により添付すべき」に改め、同条第十項中「により特典条項特例届出書等を提出する」を「に基づき特典条項特例届出書等を提出する」に改める。

第九条の八第一項中「による」を「により添付すべき」に改め、同条第七項中「により」を「に基づき」に改め、同条第八項中「による」を「により添付すべき」に改め、同条第十項中「により特典条項特例届出書等を提出する」を「に基づき特典条項特例届出書等を提出する」に改める。

第九条の九第一項中「による」を「により添付すべき」に改め、同条第七項中「により」を「に基づき」に改め、同条第八項中「による」を「により添付すべき」に改め、同条第十項中「により特典条項特例届出書等を提出する」を「に基づき特典条項特例届出書等を提出する」に改める。